参考資料２

公立小中学校の位置づけについて

千葉市バリアフリーマスタープラン P.34 より

バリアフリー法の一部改正により建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物に追加された「公立小中学校等」については、地区の状況や各学校の実態を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想の策定時に生活関連施設への位置づけを検討します。

1. 公立小中学校のバリアフリー化に関する対応

- 「多機能トイレ（校舎内）」については、令和６年度末までに、市内の全小中学校（小学校：108 校、中学校：54 校 R3.4.1 現在）において整備を実施予定。
- 「スロープ等による段差解消」については、各学校の利用実態に応じて対応を検討。
- 「エレベーター」については、要配慮児童生徒等（円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等）が在籍する小中学校において整備を実施。

2. 生活関連施設及び生活関連経路の考え（案）

【生活関連施設】重点整備地区内の公立小中学校を位置づける。
【生活関連経路】生活関連経路の設定ルール（バリアフリーマスタープラン）に基づき、生活関連施設間を相互に結ぶように設定。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正に伴い、特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物等）の一つとして「公立小中学校」が追加された。
- 公立小中学校の施設利用者は、鉄道駅利用者ではなく地域住民の利用施設である。

	利用内容	対象	促進地区内の状況
①	学校体育施設開放	小・中学校	全校（25 校）該当あり
②	空き教室開放	小学校	1 校（海浜打瀬小）のみ該当あり
③	指定避難所	小・中学校	全校（25 校）該当あり

- “面的・一体的なバリアフリー化”を進めるため、２２の促進地区を設定し、不特定多数の者が利用する施設（地区内）を生活関連施設に設定した。公立小中学校も、今後、重点整備地区の区域を設定した上で、重点整備地区内に存在する施設のみ設定する。